第十六条第一項第一号	掲げる金額（	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第六十八条の十第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額。
第二十三条第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に旧効力措置法第六十八条の十第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
	、同法	、法人税法

附則第十六条中「新法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法」に、「新令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令」に改める。

附則第十七条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）第一条の規定」に、「第三十九条の四十五の六」を「第三十九条の四十八」に改め、同条の表第一項の項及び第二項の項中「第六十八条の十五の六第一項」を「第六十八条の十五の七第一項」に改め、同表第三項の項中「同項後段」を「が同項後段」に、「法第六十八条の十五の六第一項後段」を「が法第六十八条の十五の七第一項後段」に、「第六十八条の十五の五第六項」を「第六十八条の十五の六第十六項」に改め、同表第三項第五号の項中「第三項第五号」を「第三項第六号」に、「第六十八条の十五の六第一項第七号」を「第六十八条の十五の七第一項第八号」に、「同令の規定」を「同令」に、「これら」を「それぞれこれら」に改め、同表第三項第五号イの項中「第三項第五号イ」を「第三項第六号イ」に改め、同表第三項第五号ロの項中「第三項第五号ロ」を「第三項第六号ロ」に改め、同表第三項第五号ロ(1)の項中「第三項第五号ロ(1)」を「第三項第六号ロ(1)」に改め、同表第三項第五号ロ(2)の項中「第三項第五号ロ(2)」を「第三項第六号ロ(2)」に改める。

第四条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「、「第十条の五第一項」」を「、「第十条の五第一項、」」に、「第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項、」に改め、「第十条の四第一項」」を「、第十条の五の四第一項」」を「第十条の三第三項及び第四項、第十条の五第五項及び第六項」の下に「、第十条の五の五第五項及び第六項」を加え、同条第二項中「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百六十九号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）第一条の規定」に、「平成二十五年新租税特別措置法施行令」を「平成二十六年新租税特別措置法施行令」に、「第五条の六の四まで」を「第五条の六の五まで」に、「第五条の四第九項」を「第五条の四第八項」に、「及び第五条の六の四第二項」を「、第五条の六の四第二項及び第五条の六の五第四項」に改め、同条第四項中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百七十号）」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十九号）」に、「平成二十五年新震災特例法施行令」を「平成二十六年新震災特例法施行令」に改める。

附則第五条第一項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「「平成二十五年新租税特別措置法」」を「「平成二十六年新租税特別措置法」」に、「平成二十五年新租税特別措置法施行令」に改め、同条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十三条」に、「おける平成二十五年新租税特別措置法」を「おける平成二十六年新租税特別措置法」に、「平成二十五年新租税特別措置法施行令」を「平成二十六年新租税特別措置法施行令」に、「平成二十五年新震災特例法施行令」を「平成二十六年新震災特例法施行令」に改め、同項の表第三項の項中「第十条の二第十三項」を「第十条の二第十一項」に改める。

附則第十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　改正法附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四十二条の十第五項の規定の適用がある場合における地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項第一号	掲げる金額（	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第四十二条の十第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額。
第二十三条第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に旧効力措置法第四十二条の十第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
	、同法	、法人税法
第二十九条第二項	附帯税の額を除く	附帯税の額を除くものとし、当該各課税事業年度の所得基準法人税額に旧効力措置法第四十二条の十第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額とする

附則第十三条第一項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「平成二十五年新租税特別措置法」」を「平成二十六年新租税特別措置法」」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）第一条の規定」に、「平成二十五年新租税特別措置法施行令」に改め、同条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十三条」に、「おける平成二十五年新租税特別措置法」を「おける平成二十六年新租税特別措置法」に、「平成二十五年新租税特別措置法施行令」を「平成二十六年新租税特別措置法施行令」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十六号）」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十九号）」に改め、同項の表第二項の項中「第十七条の二第十三項」を「第十七条の二第十二項」に改める。

附則第十九条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。